



平成27年3月21日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大下 一明  
(コード番号 4998 東証第2部)

### 消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

弊社は、平成27年2月20日、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）第6条の規定に基づく措置命令を受けたことをお知らせしましたが、その後、その内容を精査した結果、消費者庁の措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は、一般消費者に供給する弊社7商品「虫よけバリア366日」、「虫よけバリアブラック200日」「250日」、「虫よけバリアハローキティ250日」、「虫よけバリア玄関用」及び「Kawaii Select虫よけバリア150日」「200日」（以下「本件商品」）について、平成26年3月1日以降の商品パッケージにおいて、例えば、「虫よけバリア366日」と称する本件商品について、ユスリカ及びチョウバエの絵を記載するとともに、「使用の目安14畳」、「366日」、「窓ぎわに 玄関・勝手口に ベランダ・軒下・物干しに」と本件商品から放射線状に広がる輪の記載、「使い方自在 吊り下げて 引っかけて 置いて」、「【適用害虫】ユスリカ、チョウバエ」等と記載することにより、あたかも、本件商品をベランダ等に吊るすなどするだけで、記載の範囲、期間にわたり、本件商品から放出される薬剤により、ユスリカ及びチョウバエを寄せ付けないかのように示す表示をしていました。

かかる表示について、景品表示法第4条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、当該表示の根拠となる資料を提出しましたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断され、本件商品の取引に関し行った当該表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件によりお客様をはじめ、取引先様並びに関係者各位に多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社は、措置命令を受けたことを真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努める所存でございます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件による業績への影響は軽微であります。

#### <本件に関するお問い合わせ>

フマキラー株式会社 お客様相談室

電話番号 0077-788-555 03-3255-6400

受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）